

「正会員の業務運営等に関する規則」の
一部改正案等に対する意見募集の結果について

平成 25 年 7 月 18 日
一般社団法人 投資信託協会

(ご意見の状況) 法人 5 社、個人 1 者 10 件

No	ご意見等	当協会の考え方
正会員の業務運営等に関する規則 第 12 条全般		
1	<p>投資信託における信託の終了については、現行信託法（平成 18 年法律第 108 号）の適用がある投資信託（以下「新法信託」）については、同法第 7 章に信託の終了及び清算について規定されているが、法令の規定を離れて、今次改めて貴協会において規則を改正する趣旨および必要性は何か。</p> <p>同法では、第 175 条で信託終了時の清算の義務を課し、第 177 条第 4 号で受託者（清算受託者）に残余財産の給付を職務として規定し、その給付は、原則として、第 182 条第 1 項第 1 号の規定により、信託終了時の受益者（残余財産受益者）となるはずである。</p> <p>ところが、翻って貴協会の「別紙 1」を見ると、「I. 改正等の目的」中において「従来、（中略）善管注意義務に従って対応してきた」とある。これまでは、同法第 175 条以下の規定はどのように守られてきたのか。</p> <p>同法 184 条第 1 項の規定によれば、清算受託者は、受益者等のすべてに対し、信託事務に関する最終の計算の承認を求めなければならないとされているが、実務では、この承認はどのように行われているのか。また、今後は、この承認をどのように行うのか。</p>	<p>投資信託清算時点で、残余財産を残さないよう、投資信託の償還後に入ってくる金銭については、受託者による立替を使用して清算をし、これにより清算処理を実施しています。</p> <p>しかしながら、近年、特に海外におけるクラスアクションと呼ばれる訴訟が投資信託の清算後に提起され、投資信託の清算時点で認識できなかったものが、投資信託が償還してより後、数年経過してから返還されてくる事例がまれに存在してきており、当該金銭については、法定信託として管理をしております。</p> <p>このような金銭の処理については、明示的なものがなかったため、今般の提案のような規則やガイドラインの整備を図ろうとするものであります。</p>
2	<p>規則改正日は 7 月を予定されているようだが、パブリックコメントからの期間が短いため、改正日から施行日まで数か月程度の猶予期間を設定することを検討いただきたい。</p>	<p>本規則、ガイドラインにつきましては、これまで実施しているものの具体化であり、改正日から施行日に猶予期間を設けるという考え方には馴染まないものと考えますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>

No	ご意見等	当協会の考え方
3	<p>本改正について「できうる限り見積計上を行ったうえでファンドを償還させる」という本旨について異議を唱えるものではないが、以下について確認したい。</p> <p>改正案では、投資信託の信託終了時にあたって、未収入金のうち、金額を見積りうるものがある場合には、「原則として投資信託財産に繰り入れることとする。」とあり、「投資信託財産への繰り入れは受託者による立替えにより行うこととする」としており、受託者に義務を負わせる内容となっている。</p> <p>当協会の諸規則によって、会員ではない受託者に義務を負わせることは可能であるのか確認したい。</p>	<p>「受託者立替」につきましては、投資信託約款に定められており、従来からも行われている行為であると認識しています。</p> <p>適正な処理を行う限りにおいては、「受託者立替」は可能であると考えます。</p>
正会員の業務運営等に関する規則 第12条第2項		
4	<p>未収入金の取扱いについては規定されておりますが、未払金の取扱いについては、今回は明確化しないということで宜しいでしょうか？</p>	<p>「未払金の扱い」については、特段規定しているものではありませんが、未収金と同様に、未払金についても、見積りうるものがある場合には見積ることが可能であると考えます。</p>
5	<p>費用の控除が可能なことに加え、未払い費用が残っていれば控除できるルールにしてはどうか。</p>	
6	<p>私募で受益者が特定できている場合は、1万口あたり1円未満でも返還する必要があるのですか。また、例えば、受益者数が4人や5人の場合はどうですか。</p>	<p>受益者が特定できている場合には、人数に関係なく、返還できるものは返還する必要があると考えます。</p>
7	<p>委託会社によって対応が分かれてしまうことを避けるため、控除できる費用と控除できない費用を予め規則またはガイドライン上で明定すべきではないか。</p>	<p>返還に係る費用につきましては、ガイドライン上に、返還に要する費用として、「発送費用（切手代、封筒代、印刷代等）、振込費用、受益者特定のための費用等、合理的に必要と想定される費用。以下「返還費用」という。」と規定しておりますので、これ以上の記載は不要と考えます。</p>
正会員の業務運営等に関する規則 第12条第1項 第2項		
8	<p>今回のルール導入について、信託協会、日証協や全銀協等からもコンセンサスが得られており、実務上の協力が得やすい環境にあるという理解で良いか。</p>	<p>本規則、ガイドラインについては、信託協会と連携して取りまとめ、了解いただいているものであり、基本的には本規則、ガイドラインに沿って実務が行われると考えます。</p>
投資信託の終了後に生じる金銭の取扱いに関するガイドライン 2.原則		
9	<p>寄付を前提とする約款例について、協会にて雛形を作成頂けないでしょうか？</p>	<p>投資信託の内容により、それぞれ異なるため、一律に雛形を作成することに馴染まないと考えます。なお、寄付については、既存の投資信託で実施されている実例があり、それを参考にし</p>

No	ご意見等	当協会の考え方
		ながら、受益者に納得の得られるスキームであれば、可能ではないかと考えます。
投資信託の終了後に生じる金銭の取扱いに関するガイドライン 5.投資信託の信託終了後に生じた金銭の返還について		
10	返還可否の判断を発生毎としているが、ファンド償還後、かなりの年数が経過して入金が発生した場合においては、販売会社においても受益者の情報の劣化や特定・追跡にかかる対応も困難であることが想定されることから、ある程度の期限を定めて（例えばファンド償還後5年）、その期限以降に入金されたものは可否判断を行わないということを明記すべきではないか？	受益者名簿の法定保存期間は10年であり、それを制約して期限を設けることは困難なため、原案のとおりとさせていただきます。

*その他ご指摘頂いた箇所について、適宜、字句修正を行っております。貴重なご意見をいただきありがとうございました。